

2011年10月21日総会承認
2012年10月1日理事会一部改正
2015年12月14日理事会一部改正
2017年9月4日理事会一部改正
2018年10月5日理事会一部改正
2020年10月19日理事会一部改正
2021年4月19日理事会一部改正

第4章 代議員の選出

第18条 代議員は、正会員として本学会に引き続き6年以上在籍し、選挙年の会計年度までの会費を完納している者とする。

- 2 代議員は、選挙年の4月1日の時点で、本学会認定専門医資格を有する者とする。
- 3 代議員は、選挙年の4月1日の時点で、68歳未満でなければならない。

(中略)

第5章 役員候補者の選出

第23条 本学会定款第26条に定める役員の選出及び選任については、定款第27条に定めるもののほか、この細則による。

第24条 支部選出理事候補者は、第1条に定める支部ごとに、当該支部に所属する代議員による選挙によって選出する。

2 支部選出理事候補者の選挙は、本学会認定指導医資格を有する代議員の立候補に基づき行う。

3 前項の立候補ができる代議員は、選挙年の4月1日の時点の年齢が65歳未満で、かつ所属する組織の定年規定により退職するまでの期間が2年以上ある者とする。

第25条 支部選出理事候補者の定数は、北日本支部、中部支部、近畿支部、九州支部は各3名、関東支部は6名、中国四国支部は2名とする。

第26条 支部選出理事の選任は、定款第24条第3項の定めに基づき、候補者ごとに総会の決議により行う。

第27条 前条により選任された理事は、直ちに理事候補者等選任会議を開催し、理事の中から理事長候補者及び常任理事候補者を選定する。

2 前項の理事候補者等選任会議は、理事長候補者の推薦により理事候補者若干名を選定する。

第28条 理事候補者等選任会議推薦理事の選任は、定款第24条第3項の定めに基づき、候補者ごとに総会の決議により行う。

第29条 理事候補者の定数は、理事会の議を経て、総会の決議により改正することができる。

第30条 監事は、総会の決議によって本学会正会員及び名誉会員の中から選任する。

2 理事会は、監事候補者を総会へ推薦することができる。

第31条 支部選出理事候補者選挙の管理執行に関する業務は、支部選出理事候補者選挙管理委員会が行う。

第32条 支部選出理事候補者選挙に関する事務は、本学会事務局において行う。